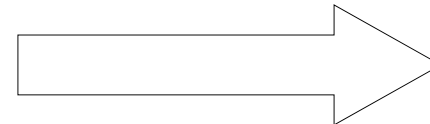


第4期新潟市障がい計画の構成について

第3期計画の構成	
1	計画策定の趣旨
2	計画の位置づけ
3	計画の基本的理念および基本的考え方 (1) 計画の基本的理念 ・障がい者の自己決定と自己選択の尊重 ・三障がいの制度の一元化 ・地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 ・訪問サービスの確保 ・日中活動の場の確保 ・グループホーム等の充実を図り、入所から地域生活への移行を推進 ・福祉施設から一般就労への移行等を推進 (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
4	計画の期間および見直しの時期
5	新潟市における障がい者を取り巻く状況 (1) 障がい者数推移 (2) 障害福祉サービス利用状況 (3) 新潟市内におけるサービス基盤整備状況 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系（施設系）サービス ・グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム ・移動支援 ・相談支援体制
6	平成26年度の数値目標 (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (2) 福祉施設から一般就労への移行等 (3) 就労移行支援事業の利用者数 (4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合 (5) 数値目標を達成するための対応
7	各年度におけるサービス見込み量とその確保のための方策 (1) 指定障害福祉サービス 訪問系サービス ・居宅介護（介護給付） ・行動援護（介護給付） ・同行援護（介護給付） ・重度訪問介護（介護給付） ・重度障がい者等包括支援（介護給付） 日中活動系サービス ・短期入所（介護給付） ・生活介護（介護給付） ・療養介護（介護給付） ・就労移行支援（訓練等給付） ・就労継続支援A型（訓練等給付） ・就労継続支援B型（訓練等給付） ・自立訓練【機能訓練】（訓練等給付） ・自立訓練【生活訓練】（訓練等給付） 居住系サービス ・施設入所支援（介護給付） ・共同生活介護【ケアホーム】（介護給付） ・共同生活援助【グループホーム】（訓練等給付） (2) 相談支援 ・計画相談支援（サービス利用計画作成） ・地域相談支援（地域移行支援） ・地域相談支援（地域定着支援） (3) 地域生活支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・コミュニケーション支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター ・発達障がい支援センター運営事業 ・障がい児等療育支援事業 ・その他の支援事業 (4) 各年度におけるサービス見込み一覧表 (5) サービス見込み量確保のための方策
8	計画の達成状況の点検および評価



基本指針の主な変更点

●第3期：数値目標 ⇒ 第4期：成果目標 障害福祉サービス見込量等 ⇒ 活動指標
●計画のプロセスに関する事項 ○PDCAサイクルの導入 ・定期的な調査、分析及び評価 成果目標：少なくとも1年に1回は実績の把握 活動指標：より高い頻度
●成果目標（相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標）に関する事項 ○福祉施設の入所者の地域生活への移行【時点の変更】 平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ※現行計画：平成17年10月の施設入所者数 ○地域生活支援拠点の整備【新規】 平成29年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とする ⇒障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等 ○福祉施設から一般就労への移行等【整理・拡充】 ・平成29年度末における福祉施設から一般就労への移行者を、平成24年度実績の2倍以上とすることを基本とする。 ・平成29年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成25年度末の利用者数の6割以上増加することを目指す。 ・平成29年度末において、就労移行支援事業のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。
●その他 ○障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 第3期：障害福祉計画の作成に併せて、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者の整備方針等障害児支援に係る方針を策定することが望ましい。 第4期：障害児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の整備についても障害福祉計画に定め、当該計画に沿った取組を進めようと努めるものとする。

第4期計画の構成（案）	
1	計画策定の趣旨
2	計画の位置づけ
3	障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項 (1) ※基本理念 ・障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ・障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 ・地域生活移行、 地域生活の継続の支援 、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 ・訪問系サービスの確保 ・日中活動系サービスの確保 ・グループホーム等の充実及び 地域生活支援拠点等の整備 ・福祉施設から一般就労への移行等の推進 (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 (4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
4	計画の期間および見直しの時期
5	新潟市における障がい者を取り巻く状況 (1) 障がい者数推移 (2) 障害福祉サービス利用状況 (3) 新潟市内におけるサービス基盤整備状況 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系（施設系）サービス ・グループホーム、 ケアホーム 、福祉ホーム ・移動支援 ・相談支援体制
6	平成29年度の 成果目標 (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (2) 地域生活支援拠点の整備 (3) 福祉施設から一般就労への移行等 ①福祉施設から一般就労への移行 ②就労移行支援事業の利用者数 ③就労移行率の3割以上の事業所の割合 (4) 数値目標を達成するための対応
7	各年度におけるサービス見込み量（ 活動指標 ）とその確保のための方策 (1) 指定障害福祉サービス (1) 訪問系サービス ・居宅介護（介護給付） ・重度訪問介護（介護給付） ・同行援護（介護給付） ・行動援護（介護給付） ・重度障がい者等包括支援（介護給付） (2) 日中活動系サービス ・短期入所（介護給付） ・生活介護（介護給付） ・療養介護（介護給付） ・就労移行支援（訓練等給付） ・就労継続支援A型（訓練等給付） ・就労継続支援B型（訓練等給付） ・自立訓練【機能訓練】（訓練等給付） ・自立訓練【生活訓練 日中・夜間 】（訓練等給付） (3) 居住系サービス ・施設入所支援（介護給付） ・ 共同生活介護【ケアホーム】（介護給付） ・共同生活援助【グループホーム】（訓練等給付） (4) 相談支援 ・計画相談支援（サービス利用計画作成） ・地域相談支援（地域移行支援） ・地域相談支援（地域定着支援） (5) 障害児支援（児童福祉法） ・ 児童発達支援 ・ 児童発達支援センター（福祉型） ・ 医療型児童発達支援 ・ 児童発達支援センター（医療型） ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 障害児相談支援 ・ 障害児入所支援（福祉型） ・ 障害児入所支援（医療型） (6) 地域生活支援事業 ・ 理解促進研修・啓発事業 ・ 自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・コミュニケーション支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター ・発達障がい支援センター運営事業 ・障がい児等療育支援事業 ・その他の支援事業 (7) 各年度におけるサービス見込み一覧表 (8) サービス見込み量確保のための方策
8	計画の達成状況の点検および評価